



原本：英語

No.: ICC-02/05-01/09
日付：2009年3月6日

第一予審裁判部

裁判官： 裁判長 アクア・クエニエヒア裁判官
アニタ・ウサカ裁判官
シルヴィア・スタイナー裁判官

スーダン、ダルフルの事態

検察官 対 オマール・ハッサン・アフマド・アル・バシール (以下「オマール・アル・バシール」)
事件において

公開文書

ローマ規程締約国に オマール・アル・バシールの
逮捕及び引渡しを求める請求

発行元： 書記局長

裁判所規定の規定第 31 に準拠し以下に通報すべき文書

検察局

ルイス・モレノ・オカンポ検察官
エッサ・ファール上席訴訟弁護士

被告辩护人

被害者の法定代理人

申請者の法定代理人

代理人なしの被害者

代理人なしの参加／損害賠償申請者

被害者のための公共弁護士事務所

被告のための公共弁護士事務所

締約国代理人

アミカス・キュリエ

書記局

書記局長

シルヴァナ・アルビア

被告支援課

被害者及び証人課

拘置課

被害者参加並びに損害賠償課

その他

国際刑事裁判所（以下「裁判所」）書記は、

2005年3月31日の国際連合安全保障理事会決議第1593号¹において、同理事会により裁判所検察官にスーダン国ダルフルの事態が付託されたことに留意し、

2009年3月4日に第一予審裁判部によってなされた、検察局によるオマール・ハッサン・アフマド・アル・バシールの逮捕状申請の決定（「決定」）²に留意し、

ローマ規程³第58条2009年に基づき3月4日に第一予審裁判部（以下「予審裁判部」）によって発付されたオマール・アル・バシールの逮捕状に留意し、

ローマ規程の第19条、20条、57～60条、67条、87条、89条、91条及び97条、手続及び証拠に関する規則の第21条、117～119条、176条、184条、187条及び196条、裁判所規則の第31条、第111条に留意し、

ローマ規程第89条(1)が、裁判所がある者の逮捕および引渡し請求を当該者がその領域に所在すると見られる国に送付することができる」と規定していることを勸案し、

予審裁判部が書記局に対し、手続及び証拠に関する規則の第176条(2)に基づきローマ規定契約国すべての当事者にオマール・アル・バシールの逮捕と引渡し請求を作成し送付することを要請したことを勸案し、

1. 2005年3月31日に採択された国際連合安全保障理事会決議1593号、S/RES/1593(2005).

2. ICC-02/05-01/09-3.

3. ICC-02/05-01/09-1.

決定及び逮捕状に従い、下記の者の逮捕および引渡しを**請求**します。

- 氏名: オマール・ハッサン・アフマド・アル・バシール(Omar Hassan AhmadAlBashir) (以下「オマール・アル・バシール」)。オマール・アルバシール(Omar al-Bashir)、オメール・ハッサン・アフメド・エル・バシール(Omer Hassan Ahmed El Bashire)、オマール・アルベシール(Omar al-Beshir)、オマールエルバシール(Omar el-Bashir)、オメール・アルバシーヤ(Omer Albasheer)、オマール・エルバシール(Omar Elbashir)、及びオマール・ハッサン・アフマド・エルベシル(Omar Hassan Ahmad el-Béshir)ともつづられる。
- 生年月日 : 1944 年 1 月 1 日
- 国籍 : スーダン国民
- 職業 : スーダン共和国大統領
- 犯罪事実 : 同人はダルフル地域において、*ローマ規程*第 8 条に基づく戦争犯罪を犯し、*ローマ規程*第 7 条に基づく人道に対する犯罪を犯したとされる。

逮捕および引渡しの場合 :

裁判書記への最終的な引渡しまでオマール・アル・バシールの安全を確保することを**要請**し、

*ローマ規程*第 87 条 (4) に従い、本請求に関して入手することのできる情報が、被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全及び心身の健康を保護する方法によって提供され取り扱われるように**要請**し、

*ローマ規程*第 59 条 (3) 又は第 89 条 (2) に基づいてオマール・アル・バシールが国内裁判所に行った請求について、裁判所に通報するよう**要請**し、

ローマ規程第 91 条 (2) (c) に従い、逮捕状以外の、引渡し手続きに関する要件を満たすために必要な文書、説明又は情報について裁判所に通報するよう要請し、

ローマ規程第 97 条に従い、本請求内容の実施を阻む、または妨げる恐れのある問題について裁判所に通報するよう要請し、

ローマ規程第 89 条 (4) に従い、本請求内容の実施を遅らせる恐れのある問題について裁判所に通報するよう要請し、

手続及び証拠に関する規則の第 184 条に従い、オマール・アル・バシールの引渡しが可能になった場合には裁判所書記に直ちに通知するよう要請し、

オマール・アル・バシールの引渡し命令を受けた場合には、同人をできる限り速やかに裁判所に引き渡すよう要請し、

ローマ規程第 59 条に規定の手続きを遵守する義務のあることを想起し、

ローマ規程第 87 条及び 91 条、手続及び証拠に関する規則の第 187 条、裁判所規則第 111 条に従い、以下の文書を本請求に添付します。

- i) 2009 年 3 月 4 日に発付されたオマール・アル・バシールの逮捕状の写し一通。

- ii) オマール・アル・バシールが十分に理解し話す言語における、ローマ
規程、手続及び証拠に関する規則、裁判所規則の関連する規定の写し
一通

(署名済み)

裁判事務局長

マーク・デュビュイソン

書記局長シルヴァナ・アルビナ代理

本日 2009 年 3 月 6 日付

オランダ、ハーグにて